

青森県報

第四千四十二号

平成二十七年
九月二日
(水曜日)

目次

告 示

技能検定試験の施行……………(労政・能力課) ……一

公 告

仮認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出……………(県民生活課) ……二

大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……三

右 同……………(同) ……三

右 同……………(同) ……四

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(同) ……五

開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) ……六

凍結防止剤散布車の交換に係る一般競争入札……………(会計管理課) ……六

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(同) ……八

出先機関

土地改良区の定款変更の認可……………(中南地域(県民)局) ……九

教育委員会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(学校施設課) ……九

告 示

示

青森県告示第六百四十一号

平成二十七年後期技能検定試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の規定により公示する。

平成二十七年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施職種

1 特級

機械加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、建設機械整備、プラスチック成形

2 一級及び二級

さく井(ロータリー式さく井工事作業)、機械検査(機械検査作業)、電気機器組立て(シーケンス制御作業)、半導体製品製造(集積回路組立て作業)、自動販売機調整(自動販売機調整作業)、空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業)、農業機械整備(農業機械整備作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、紳士服製造(紳士既製服型紙製作作業、紳士既製服縫製作業)、和裁(和服製作作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、菓子製造(洋菓子製造作業、和菓子製造作業)、建築大工(大工工事作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、ガラス施工(ガラス工事作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業、機械製図CAD作業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)、塗装(鋼橋塗装作業)

3 三級

機械加工(普通旋盤作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業、シーケンス制御作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、和裁(和服製作作業)、建築大工(大工工事作業)、配管(建築配管作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業、機械製図CAD作業)

4 単一等級

製麺(機械生麺製造作業)、樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)

二 実施期日

1 実技試験は、平成二十七年十二月二日(水)から平成二十八年二月十四日(日)までの間において、青森県職業能力開発協会が指定する日に行う。

2 学科試験

(一) 平成二十八年一月二十四日(日)に実施する検定職種

(1) 一級及び二級

機械検査、電気機器組立て、紳士服製造、菓子製造、配管、型枠施工、ガラス施工

(2) 三級

電気機器組立て、配管

(二) 平成二十八年一月三十一日(日)に実施する検定職種

(1) 特級

機械加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、建設機械整備、プラスチック成形

(2) 一級及び二級

さく井、自動販売機調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、コンクリート圧送施工、機械・プラント製図

(3) 三級

機械加工、電子機器組立て、冷凍空気調和機器施工、機械・プラント製図

(4) 単一等級

製麺

(三) 平成二十八年二月七日(日)に実施する検定職種

(1) 一級及び二級

半導体製品製造、空気圧装置組立て、和裁、帆布製品製造、建築大工、鉄筋施工、電気製図、塗装

(2) 三級

機械検査、和裁、建築大工

(3) 単一等級

樹脂接着剤注入施工

三 実施場所

1 実技試験は、別途青森県職業能力開発協会から通知する。

2 学科試験は、次に掲げる場所において行う。ただし、受検人員により会場数が増減される場合もある。

青森市 弘前市 八戸市

四 受検申請書の提出期限

平成二十七年十月五日(月)から同月十六日(金)まで

五 その他検定に關し必要な事項

1 受検申請書の用紙及び受検案内は、青森県職業能力開発協会にて配布する。

2 受検申請書の提出先

青森市大字野尻字今田四三の一
青森県職業能力開発協会

3 技能検定についての詳しいことは、青森県商工労働部労政・能力開発課(電話〇一七 七三四 九四二五)又は青森県職業能力開発協会(電話〇一七 七三三八 五五六一)へ問い合わせること。

公 告

仮認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第六十二条において準用する同法第五十三条第一項の規定により、次のとおり同法第五十八条第一項の仮認定をした特定非営利活動法人から代表者の氏名を変更した旨の届出があったので、同法第六十二条において準用する同法第五十三条第二項の規定により公告する。

平成二十七年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 名称

特定非営利活動法人あもりNPOサポートセンター

二 代表者の氏名

変更前 田中弘子

変更後 斉藤雅美

三 主たる事務所の所在地

青森市松森三丁目三の一八

変更年月日

平成二十七年六月二十六日

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ野辺地店

上北郡野辺地町字二本木四六の一先

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前

株式会社横浜フアーマシー
北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四
代表取締役 松山稔

変 更 後

株式会社横浜フアーマシー
北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四
代表取締役 室井善一

変更
年月日

平成
二七・五・二五

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前

株式会社横浜フアーマシー
北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四
代表取締役 松山稔

変 更 後

株式会社横浜フアーマシー
北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四
代表取締役 室井善一

変更
年月日

平成
二七・五・二五

四 届出年月日

平成二十七年七月二十九日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び野辺地町役場

2 期間

平成二十七年九月二日から平成二十八年一月二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、野辺地町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十八年一月二日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ下田店

上北郡おいらせ町高田六九の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四 六の三四 代表取締役 松山稔	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四 六の三四 代表取締役 室井善一	平成 二七・五・二五
変 更 後	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四 六の三四 代表取締役 室井善一	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四 六の三四 代表取締役 室井善一	平成 二七・五・二五

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四 六の三四 代表取締役 松山稔	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四 六の三四 代表取締役 室井善一	平成 二七・五・二五
変 更 後	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四 六の三四 代表取締役 室井善一	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四 六の三四 代表取締役 室井善一	平成 二七・五・二五

四 届出年月日

平成二十七年七月二十九日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びおいらせ町役場

2 期間

平成二十七年九月二日から平成二十八年一月二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、おいらせ町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十八年一月二日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ十和田店

十和田市大字相坂字白上二四八の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四 六の三四 代表取締役 松山稔	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四 六の三四 代表取締役 室井善一	平成 二七・五・二五
変 更 後	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四 六の三四 代表取締役 室井善一	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四 六の三四 代表取締役 室井善一	平成 二七・五・二五

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 日
-------	-------	-------

株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四 代表取締役 松山稔	株式会社横浜フアーマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四 代表取締役 室井善一	平成 二七・五二五
有限会社ドラッグコーポレーション 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四 代表取締役 松山稔		二六・九二五

四 届出年月日

平成二十七年七月二十九日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び十和田市役所

2 期間

平成二十七年九月二日から平成二十八年一月二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十八年一月二日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

南町複合商業施設

三沢市南町二丁目三一の三〇二〇外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社デンコードー

宮城県名取市上余田字千刈田三〇八

代表取締役 井上恵右

2 NTTファイナンス株式会社

東京都港区芝浦一丁目二の一

代表取締役 前田幸一

三 三沢市の意見の概要

大規模小売店舗届出書に添付されている交通計画概要報告書では「周辺交通に対して大きな負荷を与えることなく、渋滞発生の可能性は低いものと判断される」との結論となっているが、この点については適切な結論ではないと考えている。

その理由として、交通計画概要報告書に記載されている交通量調査地点A交差点は、当市を東西に走る主要地方道三沢十和田線（県道大町三沢線と重複）に市道一 二号線が南側から交差する丁字路となっており、その約百メートル西側に市道八 号線が北側から交差する丁字路のB交差点が連続する形状となっているが、短い区間に信号機の設置された右折レーンのない丁字路が連続するため、現状でも平日朝夕の通勤時間帯や休日の日中の時間帯などは混雑しており、改善が必要な路線であると認識している。

なかでも主要地方道三沢十和田線から市道一 二号線に右折するための右折レーンが無いため、市中心部からおいらせ町方面に向かう車両によって主要地方道三沢十和田線の交通渋滞を発生させており、そのことで市道八 号線も連動するように

渋滞している。

交通概要報告書の表三 一では各時間の交差点通過台数が交差点A、Bとも東西の片側通過台数四 台ノ時程度の台数となつてはいるが、これは「主要地方道三沢十和田線の交通量が少ない」のではなく「主要地方道三沢十和田線の道路形状によりスムーズな交通が確保されず、通過できる台数が限られている」という状況であるということを理解していただきたい。

これらの要因により発生する渋滞の解決策が示されないまま当該商業施設が整備された場合、交通計画概要報告書の図二 五店舗出入口ごとの出入庫台数の確保は難しく、特に出入口1の周辺は渋滞の発生が予想され在庫見込二三台ノ時は現実的な数字ではないと思われる。

加えて、出入口1及び出入口2からの商業施設内駐車場の混雑が発生した場合などは、商業施設への来客者による交通渋滞が交差点A、Bそれぞれに悪影響を及ぼし、その結果主要地方道三沢十和田線の当該商業地域周辺に渋滞を引き起こす可能性があると考えられる。

当該路線は市中心市街地エリアから十和田市やおいらせ町(第二みちのく有料道路インターチェンジ)などへの重要な路線であり、併せて市立三沢病院などへの緊急時におけるアクセスルートであることから、渋滞等の発生を最小限に抑えるような対応が求められるとともに、当該商業施設が介護福祉施設(小規模多機能型居宅介護)や児童センターなどに隣接し、半径五メートルの範囲内には幼稚園・保育園、小学校、児童センター、高校、六メートルの範囲内には中学校、介護福祉施設(グループホーム、有料老人ホーム)などがある環境であることも含め、児童・生徒、高齢者などの交通弱者等への配慮においても最大限の対応が必要であり、出店者のみならず主要地方道を管理する青森県においても早急に対策を講じていただくことを要望する。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び三沢市役所

2 期間

平成二十七年九月二日から同年十月二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、三沢市役所にあつては、その執務時間内とする。

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成二十七年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域(工区)に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
上北郡七戸町字笹田八二の二の一部、八二の三、八二の一、八二の二、八三の一、八四の一の一部及び八五の一の一部、字笹田八二の一の地先(第三工区)	新潟県新潟市南区清水四五〇一の一 株式会社コメリ

凍結防止剤散布車の交換に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十七年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品と県所有の物品との交換とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

凍結防止剤散布車(四立方メートル級) 一台

二 納入期限

平成二十八年三月二十二日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成二十七年一月三十日青森県告示第五十八号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定によりAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づき知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 交換物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

6 交換物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十七年九月八日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七 七三四 九〇九八

4 提出部数 二部

六 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七 七三四 九〇九八

七 入札の日時及び場所

1 日時

平成二十七年九月十八日（時間は、入札説明書による。）

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 東棟一階会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第五百九十九条の規定による。

十 落札者の決定方法

交換物品に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当す

る額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- 3 契約書作成の要否 要
- 4 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

- 1 Nature and quantity of the products to be purchased:
One (1) Ice Control Material Spreader
(Loading capacity 4.0m³ class)
- 2 Time limit for tender:
18 September, 2015 (Please refer to a bid manual in time.)
- 3 Contact Point for the notice:
Account Management Division
Accounting Bureau
Aomori Prefectural Government
1-1-1 Nagashima
Aomori City, Aomori 030-8570
JAPAN
TEL 017-734-9098

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、

同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

次に掲げる物品(以下、「調達物品」という。)

- 1 ローター除雪車(除雪幅二・六メートル、二百二十キロワット級) 一台
- 2 ローター除雪車(除雪幅二・六メートル、二百二十キロワット級) 一台
- 3 除雪トラック(七トン級、四×四) 二台
- 4 小形除雪車(一・三メートル級 草刈装置付) 一台
- 5 小形除雪車(一・三メートル級) 一台
- 6 凍結防止剤散布車(二・五立方メートル級) 二台
- 7 路面清掃車(真空式) 一台

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課
青森市長島一丁目一の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成二十七年八月六日

五 契約の相手方の名称及び住所

- 一 の1、2、6及び7について
株式会社青工
青森市新田三丁目一の一の八
- 一 の3について
UDトラックス株式会社青森カスタマーセンター
青森市大字石江字三好一一六
- 一 の4及び5について
株式会社KCMJ青森営業所
青森市大字野内字菊川六一の三

六 契約金額

- 一 の1について 二千八百十九万八千八百円

- 一の2について 二千八百八十六万八千四百円
- 一の3について 四千九百五十七万二千円
- 一の4について 千九百八十七万二千円
- 一の5について 千四百三十六万四千円
- 一の6について 三千二百二十九万二千円
- 一の7について 三千三十四万八千円

七 随意契約の理由

- 一の6について

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項の規定に基づき、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の

二 第一項第八号の規定により随意契約とした。

八 契約の相手方を決定した手続

- 一の1、4及び7について

調達物品ごとに、調達物品に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

- 一の2、3及び5について

調達物品ごとに、調達物品に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

- 一の6について

調達物品に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者を参加者として入札を行ったが、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者がなく、再度の入札に付したが落札者がなかったため、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格の見積を行った者と随意契約により契約を締結したものである。

九 入札の公告を行った日

平成二十七年六月二十六日

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、豊田土地改良区の定款の変更を平成二十七年八月十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十七年九月二日

中南地域県民局長 藤 岡 正 昭

教 育 委 員 会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同条第十一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年九月二日

青森県教育委員会教育長 中 村 充

- 一 物品等の名称及び数量
青森丸重油供給単価契約 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県教育庁学校施設課
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十七年八月十八日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社七洋
八戸市新湊三丁目七の六
- 六 契約金額

一 キロリットル 七万二千三百六十円
七 契約の相手方を決定した手続

購入物品を確実に納入できると判断した申請書を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十七年七月三日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭